

ワシントン条約附属書 I 掲載動植物に係る貨物の輸出（日本原産）

点線内は、附属書 I 掲載種に係る貨物で出所が野生(W)の標本又は F1(F)の標本の場合

(注) 輸入許可書が不要な場合でも、輸出前に輸入国側へ輸入の手続きが必要な場合があります。輸出前に輸入国管理当局にお問い合わせください。

輸入者
【荷受人】

① 輸入許可書の申請

② 輸入許可書の発給

輸入国管理当局等

⑭ CITES輸出許可書(正)及び貨物の送付

③ 輸入許可書(正)の写の送付

⑦ 輸入許可書の確認

⑧ 輸入許可書の確認返答

輸出者
【申請者】

提出書類

- ◇ 輸出承認・許可申請
 - ▽ 輸出承認申請書
 - ▽ 輸出承認申請説明書
 - ▽ 輸出契約書
 - ▽ 日本国許可・証明（申請書）（CITES許可書）
 - ▽ 輸入許可書の写し*1
 - ▽ 繁殖／栽培／捕獲証明書
 - ▽ 誓約書
 - ▽ 輸出貨物の写真
 - ▽ 運送手段説明書 *2
 - ▽ 販売・譲渡証明書
 - ▽ その他（研究計画を証する書類、共同保護計画等）

*1 附属書 I 掲載動植物に係る貨物で出所が野生(W)の標本又はF1(F)の標本（F1とは、親が野生又は野生と同等の飼育下で繁殖した標本）

*2 生きている動植物のみ

*3 野生(W)でない附属書 I 掲載種の場合は事前に科学当局に繁殖証明書等（出所確認）の申請を行う必要があります。

⑥ 輸出承認・CITES許可申請

⑪ 輸出承認書 CITES輸出許可書の発給

④ 附属書 I 掲載種の繁殖証明書等（出所確認）*3の場合のみ

⑤ 附属書 I 掲載種の繁殖証明書等（出所確認）*3の場合のみ

⑫ 輸出申告

⑬ 輸出許可

日本国管理当局
【経済産業省】

- ◇ 経済産業省は次の事項を確認
 - (a) 動植物の保護に関する法律に違反していないこと
 - (b) 輸送方法がその保全に影響を及ぼす恐れのないこと*2
 - (c) 輸入許可書が発給されていること *1
 - (d) 科学当局からの助言を受諾 等

⑩ 管理当局への助言

⑨ 科学当局への照会

日本国科学当局
【環境省（陸棲動物等）】
【農水省（海棲動物・植物等）】

- ◇ 科学当局は次の事項を助言
 - 標本の輸出が当該標本に係る種の存続を脅かすこととならないことを確認

日本国税関当局
【財務省】

- ◇ 提出書類の確認等